

特例屋外広告業届出（新規・変更・廃業） オンライン申請（電子申請・届出サービス）開始



(1) 主な変更点

- 電子申請・届出サービスの開始
- メールによる届出を廃止
- 市から、紙による書類の送付を希望する場合は、郵送料は届出者の負担となります。

(2) 令和8年4月1日以降の届出方法について

電子申請・届出サービスの開始に伴い、届出方法が以下のとおり変更となります。

①オンライン申請（電子申請・届出サービス）

- ・電子申請・届出サービス通じて通知書等書類を送付します。（※職責署名）
- ・紙による書類の送付を希望する場合（届出済証の送付など）は、以下の返信用封筒を都市計画課までご送付ください。
 - ・封筒の種類：長形3号または角形2号
 - ・必要事項：切手を貼付し、宛先をご記入ください。

②郵送又は持参

- ・紙による届出も、引き続き可能です。
- ・返信用封筒（長形3号、またはクリアファイル等で折り曲げずに送付する必要がある場合は角形2号）に切手を貼付し、宛先をご記入のうえ、都市計画課までご送付してください。

(3) 特例届出に必要な書類（新規登録・変更）

必要な書類一覧 (新規登録・変更)	特例屋外広告業 届出書 [様式第36号]	特例屋外広告業 変更届出書 [様式第38号]	埼玉県 登録事項変更届 出書のコピー (埼玉県の受付 印つき)	埼玉県 登録通知書 のコピー (更新した際の 登録通知)	業務主任者の 資格を証する書 面のコピー	[様式第36号] の裏面	返信用封筒 *紙による書類の 送付を希望する場 合(届出済証の送 付など) ※長形3号または 角形2号に切手を 貼付する
新規	○	-	-	○	○	○	○
変更	・ 会社の名称(個人の氏名) ・ 会社(個人)の住所 ・ 会社の代表者	-	○	○	-	-	○
	・ 営業所の名称 ・ 営業所の所在地	-	○	-	-	○	○
	・ 業務主任者	-	○	-	○	○	○
	・ 埼玉県の登録番号、登録年月 日、有効期間満了年月日	-	○	-	○	-	○

問い合わせ・相談先

さいたま市都市局都市計画部 都市計画課 まちなみ・景観係

TEL : 048-829-1409 FAX : 048-829-1979